

山武市市民憲章に係るパブリックコメント（一覧）

番号	回答日	回答方式	個人、団体等	地域	山武市市民憲章（素案）について、意見のある部分を入力してください。	山武市市民憲章（素案）に関する、意見の内容を入力してください。	市の考え方
1	9/4	オンライン	個人による提出	蓮沼地区	本憲章素案の前文での【市民協働】に関して	本憲章素案の前文において、「生活や環境を守り続けるまちづくりを市民協働で展開していくため、」に関して、その市民協働についての定義と説明が憲章の末尾に、若干の付記が必要かと存じます。 一般的に、市民協働は市民、地域、行政が対等なパートナーとして共通の目的に向かって連携・協力して課題を解決していく手法と表されます。 ↓ そこで、素案の前文において、【<u>市民協働</u>】を隅付き括弧で強調。 + 憲章の末尾に、若干の付記として、<u>市民協働とは、「市民、地域、団体、事業者などと行政が、共通の目的（まちづくりや地域課題の解決など）を達成するために、対等の関係でそれぞれの役割を担い、連携・協力して取り組むこと」</u>の短文付記をご検討をいただければ幸いです。 ※本件の引用事例（兵庫県・加東市WEBサイト） https://www.city.kato.lg.jp/kakukanogoannai/shiminkyoudoubu/jinkenkyoudouka/kyoudou/town/index.html 何卒よろしくお願いいたします。	本市の市民憲章は前文及び本文5か条で構成しており、その表現は簡潔であることが重要と考えておりますので、市民憲章中に解説の為の付記は行わず、原案のとおりといたします。 また、より分かりやすく補足することにつきましては、周知の過程において検討してまいります。
2	9/25	オンライン	個人による提出	成東地区	全体	海と山林のあるどの町へもっていつでも使える内容で、山武市ならではの独自性がほしい。	項目の一つとして自然に触れておりますが、その風景は各自治体によって特徴があり、市民一人ひとりの感じ方もそれぞれ違うと思います。 本市を象徴する内容として、多数応募いただいたご意見を踏まえて作成いたしましたので、原案のとおりといたします。